

議案第48号

鹿屋市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園
施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

鹿屋市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設
の設置の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月6日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園
施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設
の設置の基準に関する条例（平成25年鹿屋市条例第10号）の一部を次のように改正
する。

題名中「、障害者等」を「、障がい者等」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「、障害者等が」を「、障がい者等が」に改め、同
条第4号ただし書中「、障害者等」を「、障がい者等」に改め、同条第6号中「、
障害者等」を「、障がい者等」に、「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1
号」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め
る。

第5条及び第6条中「、障害者等」を「、障がい者等」に改める。

第7条第1項中「、障害者等」を「、障がい者等」に改め、同項第2号キ中「、
視覚障害者誘導用ブロック」を「、視覚障がい者誘導用ブロック」に改める。

第8条から第10条まで、第12条及び第13条中「、障害者等」を「、障がい者等」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行令の一部改正に伴い、引用する政令の条項を改めるほか、規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。